

【表IV-8】療養所別の懲戒処分件数

療養所	監禁	謹慎	譴責	戒告または処分なし
長島愛生園	20	6	5	2
菊池恵楓園	37	17	2	1
多磨全生園	15	12	128	—
栗生楽泉園	15	14	3	—
東北新生園	6	—	—	—
松丘保養園	—	—	—	56
駿河療養所	1	—	—	6
大島青松園	8	36	—	—
邑久光明園	—	2	—	—
星塚敬愛園	4	1	5	—
計	106	88	143	65

(出典：国家地方警察本部刑事部捜査課「癩患者犯罪の実態と其の対策について」、『刑事通報』16号、1950年)

「無癩県運動」を継続して隔離を強化した背景には、こうした朝鮮半島からの密入国患者の取り締まり、入所者自治会の運動への対抗という政治的意図があったのである。当然、こうした論理は「癩予防法」改正論議にも反映していった。

## 八 「癩予防法」改正論議

### 1. 「無癩県運動」の否定

1952（昭和27）年10月、全国国立癩療養所患者協議会（全癩患協、1953年4月より全患協）が国立ハンセン病療養所10園の入園者の総意により癩予防法改正促進委員会を結成し、政府など関係方面に「請願書」を提出した。そこには「癩」を「ハンゼン氏病」と改称することをはじめ、法律の患者保護法化、強制検診・強制隔離の廃止、懲戒検束規定の廃止など15項目の要求が記されていた。まさに、「無癩県運動」の否定である。これに対し、多磨全生園の用紙に書かれた所長側の意見を見ると、病名の改称や患者保護法化には賛成しつつも、強制隔離の廃止については「非人間的な強制隔離にならない様にする事を希望」と、また、懲戒検束規定の廃止については「所内の秩序維持のため適当な法規が必要であるがそれが他の方法によって出来れば予防法からは除いてもよい」と、それぞれ答えるに止まっている。

しかし、光田健輔・宮崎松記・林芳信の三園長は、一方では、前年の国会証言を弁明し、入所者の抗議を鎮静化することに終始する。10月21日、林は癩予防法改正促進委員会の委員長加賀美富雄に対し、法改正案の国会提出について、委員会の「希望を汲んで大体妥当な線が出たらそれについて副ふて努力する」と回答している。

また、光田も10月2日、愛生園の入所者を前に三園長証言について「言葉の不備不足」であったと弁明している。そして、強制隔離に関しては「対象として考えるのは常識はずれの乱暴者である」と限定し、家族への感染を恐れ「強権を発動してもその様な人々を病気の苦しみから救わねばならぬ」と、あたかも患者家族を救うために強制隔離をおこなうかのような論を展開している。また、